

検体保管管理サービス for Research 利用規約

第 1 条 (契約)

お客様（以下「契約者」という）が株式会社メディビック（以下「当社」という）の検体保管管理サービス for Research のご利用は、当社代理店を通じてご提供させていただきます。ご利用の際は当社代理店へお申し込みください。

第 2 条 (利用目的)

検体保管管理サービス for Research は第 3 条に掲げる研究検体の委託管理を目的とします。

第 3 条 (取扱い検体)

検体保管管理サービス for Research の取扱い検体は以下の 2 品目とします。

- ① ヒトおよび動物等の生体試料
- ② 当社が受託可能と判断したもの

ただし発火性、引火性、法で定められた毒劇物等の危険物並びに、放射性物質、有臭、他の管理物の品質に影響を及ぼす恐れのある物品および当社の作業従事者に危険を及ぼす恐れのある物品は取り扱いできない場合があります

第 4 条 (検体の輸送)

検体保管管理サービス for Research をご利用いただく際の梱包及び輸送は当社への送付時、契約者にて行っていただきます。ご返却の際は当社にて梱包及び発送を行います。

第 5 条 (規約期間)

原則として本規約の期間は特に定めません。ただし、「検体保管管理サービス for Research 利用申込書」におおよそのご利用期間をお知らせ下さい。

第 6 条 (管理条件)

1. 研究検体の管理条件は「別表 1」に定めるものとし当社はその維持管理に最善を尽くします。
2. 管理温度以外の管理条件は予告なく変更されることがあります。

第 7 条 (管理責任)

研究検体を収める冷凍保管用チューブ（ストレージチューブ）及び冷凍保存用ボックス（ストレージボックス）等の選択、収納、荷造り、搬出、数量、付帯するデータ管理、当社への輸送中の品質等の維持管理は契約者の責任で行ってください。

第 8 条 (管理委託と返却)

当社に研究検体の管理委託を申し込むとき、

または返却を依頼するときは当社所定のフォームに記名捺印し提出してください。ただし受け入れおよび返却作業は当社が行うものとします。

第 9 条 (料金)

検体保管管理サービス for Research ご利用料金は「別表 1」にある検体お預かり期間により前納となります。但しお支払い方法につきましてはご相談に応じます。その他の費用についても所定の支払い方法によりすみやかにお支払いください。ご利用料金・料金体系については予告なく変更・追加・削除されることがあります。

第 10 条 (届出事項)

契約者及び代理人の氏名、施設名、所属部署名、住所、その他届出事項に変更があった場合または変更しようとする場合、速やかに当社代理店を通じて当社へ届出下さい。届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 11 条 (規約の解除)

次の各号に該当する場合は、当社は通知、催告を要せず本規約を解除することがあります。

- ① 契約者のご利用料金を支払わないとき
- ② 契約者が規約の一つにでも違反したとき

第 12 条 (解約)

1. 契約者からの申し入れにより解約する場合は、1 ヶ月前までに当社代理店を通じて当社へ通知して下さい。

2. 施設の移転、閉鎖、修繕、その他相当の事由により管理物のお引取り、収納場所の変更などの必要が当社に生じたときは、解約または規約内容の変更をさせていただく場合があります。

第 13 条 (規約の終了による管理物の引取りなど)

1. 規約の解除、解約その他本規約が終了したときは、規約終了日までにすみやかに管理物をお引取りください。

2. 万一、お引取りが遅れたときは、原因の如何にかかわらず規約終了日の翌日からお引取り日まで所定の利用料金をいただきます。

3. 本条第 1 項のお引取りが 15 日以上遅延したときは、契約者へただちにその管理物を返却します。返却費は契約者の負担とし、また契約者は被った損害の賠償請求はしないも

のとします。

4. 規約終了日前に当社の都合によりお引取りをお願いする場合は、連絡をした日より 1 ヶ月以内にお引取りの手続きをしてください。

第 14 条 (損害に対する責任：免責事項)

当社は次の事由により生じた損害については、賠償の責任を負いません。

- ① 当社の責に負わない停電で第 6 条「別表 1」に定める補助冷却装置の能力を超える管理温度の上昇による損害
- ② 受け入れ時に品質を確認していない検体の品質に関わる損害
- ③ 管理温度下でのカビ・細菌またはウイルスによる汚染損害
- ④ 所定の管理をしていたにも関わらず、長期保管後、検体の変質した場合の損害
- ⑤ 輸送時における運送会社の事故による損害
- ⑥ 戦争、事変、暴動、ストライキ、テロ、または公権力の行使を含む不可抗力による損害
- ⑦ 火災、神戸海洋気象台の記録において震度 5 強以上の地震、津波、高潮、大水または暴風雨などの自然災害および飛行物体の墜落による損害
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか回避することのできない災厄、事故、命令、処置または、保全行為
- ⑨ その他、契約書に規定の管理注意義務を遵守したにも関わらず発生した損害

第 15 条 (賠償責任)

1. 当社は前条各号に明示された事由による場合を除き、管理物に対して紛失、毀損、滅失、または変質によって生じた損害を賠償します。ただしその場合の賠償額の上限は、損害が生じた管理物のご利用料金の範囲内とします。

2. 契約者の責に帰すべき原因により、当社または第三者に損害が生じた場合には、当社は契約者に対しその損害の賠償を請求することができます。

第 16 条 (その他)

この利用規約に定めない事項については契約者と当社との間で別途協議の上、決定するものとします。